

倫理委員会有識者懇談会

議事次第

(第12回 2024年8月28日(水) 13:00~14:50)

I 開会

II 副会長挨拶

III 議事

- ・ タックス・プランニングに関する倫理規則の改正

【資料No.1】

IV 閉会

以 上

配 付 資 料

資 料	資料No.
第 12 回倫理委員会有識者懇談会	1

倫理委員会有識者懇談会

第12回

2024/8/28



本日の議事次第

1. 本日の議論のポイント
2. タックス・プランニングに関する規定の概要
3. タックス・プランニングに関する規定の適用対象について

※ 以下のスライドに記載の規定は、2024年8月28日時点における文案となります。

1. 本日の議論のポイント

本日の議論のポイント

- IESBAから、タックス・プランニングに関する倫理規程の改訂が公表されたことを踏まえて、倫理規則への導入を検討している。IESBA倫理規程の規定を全て倫理規則に取り込んだ場合の倫理規則の改正内容についてご説明する。（スライド5以降）
- 今回改訂部分の倫理規則の適用対象に関する方針について、ご意見をいただきたい。（スライド18以降）
 - ▶ タックス・プランニング業務に関する提言又は助言は、税理士の独占業務に当たると考えられるため、公認会計士は税理士登録をし、税理士として業務を行うことで、第三者に対して業務を提供することが可能になる。そのため、IESBA倫理規程のタックス・プランニングに関する規定を当協会の倫理規則に取り込むことで、当協会の倫理規則が税理士としてしか行えない業務を対象にすることになるため、適用対象の範囲が論点となる。
 - ▶ スライド19以降で、適用対象の範囲を最も広く仮定した対応として、会員が税理士として行うタックス・プランニング業務について倫理規則の適用対象とした場合の論点を検討しているため、その点についてご意見をいただきたい。

2. タックス・プランニングに関する規定の概要

2-1. IESBA倫理規程のタックス・プランニングに関する改訂

- 2024年4月14日に「タックス・プランニング及び関連業務」に関するIESBA倫理規程改訂の[確定版](#)が公表された。
 - ▶ 改訂規定は2025年6月30日後に開始するタックス・プランニング業務から適用される。
- 当該改訂により、タックス・プランニングに関して、2つのセクションが新設されている。
 - ▶ (組織所属の職業会計士) **セクション280「タックス・プランニング及び関連業務」**
 - ▶ (会計事務所等所属の職業会計士) **セクション380「タックス・プランニング及び関連業務」**
- 今後、当該改訂に関連するIESBAスタッフQ&Aが公表される予定である。

2-2. IESBA倫理規程改訂の背景

- タックス・プランニングに関するIESBA倫理規程改訂プロジェクトの背景には、近年、企業の租税回避に関する社会的な批判、アグレッシブな税務戦略への職業会計士の関与についての懸念の高まりがある。
- プロジェクトの目的は、職業会計士がタックス・プランニング業務及び関連する業務を提供する際に、IESBA倫理規程の基本原則と概念的枠組みを活用し、原則主義に基づく倫理的な行動の枠組みを提供することにある。
- 組織所属の職業会計士及び会計事務所等所属の職業会計士の倫理的な行動を対象とする。
- なお、本プロジェクトは、タックス・プランニング業務に従事する職業会計士の倫理的な行動に焦点を当てたものであり、タックス・プランニング（業務）そのもののモラル、公正性や道徳性などを扱うものではない。

⇒ IESBA倫理規程の改訂を受けて、日本の倫理規則への導入について次スライド以降の検討を行っている。

2-3. セクション280及び380の章立て

- パート2：組織所属の職業会計士

- ▶ セクション280「タックス・プランニング業務」

280.1	はじめに
280.4 A1	タックス・プランニング業務に関連する、公共の利益における職業会計士の役割
280.5 A1	タックス・プランニング業務の内容
280.6 A1	関連業務
280.7 A1	法令等への遵守
280.9 A1	所属する組織の経営者及びガバナンスに責任を有する者の責任
R280.10	全ての職業会計士の責任
R280.12	タックス・プランニングに関する提言又は助言の根拠
280.17 A1	不確実な状況
280.19 A1	タックス・プランニング業務への従事から生じる潜在的阻害要因
R280.20	タックス・プランニングに関する提言又は助言の根拠についてのコミュニケーション
R280.21	タックス・プランニングに係る意見の相違
280.23 A1	文書化

- パート3：会計事務所等所属の職業会計士

- ▶ セクション280「タックス・プランニング業務」

380.1	はじめに
380.4 A1	タックス・プランニング業務に関連する、公共の利益における職業会計士の役割
380.5 A1	タックス・プランニング業務の内容
380.6 A1	関連業務
380.7 A1	法令等への遵守
380.9 A1	経営者及びガバナンスに責任を有する者の責任
R380.10	全ての職業会計士の責任
R380.12	タックス・プランニングに関する提言又は助言の根拠
380.17 A1	不確実な状況
380.19 A1	タックス・プランニング業務の提供から生じる潜在的阻害要因
R380.20	タックス・プランニングに関する提言又は助言の根拠についてのコミュニケーション
R380.21	依頼人との意見の相違
R380.24	第三者が開発するタックス・プランニングの商品又は取決め
380.26 A1	文書化

2-4. タックス・プランニング業務の範囲（PAPP）

	2024年7月現在検討中の倫理規則改正案
380.5 A1	タックス・プランニング業務とは、個人か事業体かにかかわらず、依頼人の実務を 税効率の高い方法 で計画又は構築するように 支援 することを目的とする 助言業務 である。
380.5 A2	タックス・プランニング業務は、幅広いテーマや分野をカバーしている。業務の例には次のようなものが含まれる。 ① 投資計画、退職後の生活設計又は相続に関する目的を達成できるような税務の構築について個人に助言すること。 ② 全体的な税金を最小限に抑えるために、事業の所有及び所得の仕組みの構築について、個人事業主に助言すること。 ③ 全体的な税金を最小限に抑えるために、その国際的な事業活動の構築について、事業体に助言すること。 ④ 税務関連の移転価格ガイドラインを考慮して、移転価格の仕組みの構築について助言すること。 ⑤ 税効率の高い方法による損金の活用について助言すること。 ⑥ 税効率の高い方法による資本分配戦略の構築について事業体に助言すること。 ⑦ 税務上の優遇措置を最大限利用できるよう、役員の報酬戦略の構築について事業体に助言すること。
380.5 A3	タックス・プランニング業務には、一般的には、 税務コンプライアンス業務又は税務申告書の作成業務は含まれない 。こうした業務は、税務関連の法令等に基づく依頼人の申告、報告、納税及びその他の義務の履行を支援する業務である。ただし、税務業務がタックス・プランニング及び税務コンプライアンスの両方を含む場合は、タックス・プランニングに関連する部分を本セクションの対象とする。

2-5. 関連業務の範囲（PAPP）

2024年7月現在検討中の倫理規則改正案	
380.6 A1	会員は、依頼人又は第三者のプロバイダーが作成したタックス・プランニングに基づく又は当該タックス・プランニングに結び付く、関連業務を、当該依頼人に提供する状況が生じる場合がある。そのような状況においては、本セクションの規定は、基礎となるタックス・プランニングに適用される。
380.6 A2	そのような関連業務の例には次のようなものがある。 ① タックス・プランニングに関する <u>税務当局との訴訟等</u> を解決するために、依頼人を <u>支援</u> すること。 ② タックス・プランニングに関する <u>行政手続又は訴訟手続</u> において、依頼人を <u>代理</u> すること。 ③ 依頼人のために、 <u>タックス・プランニングを実施</u> すること。 ④ <u>企業買収</u> において、評価額が <u>買収先によって構築されたタックス・プランニング</u> に依存する場合に、依頼人に <u>助言</u> すること。 ⑤ <u>相続計画</u> について、依頼人の事業のために構築されたタックス・プランニングに基づき、依頼人に助言すること。

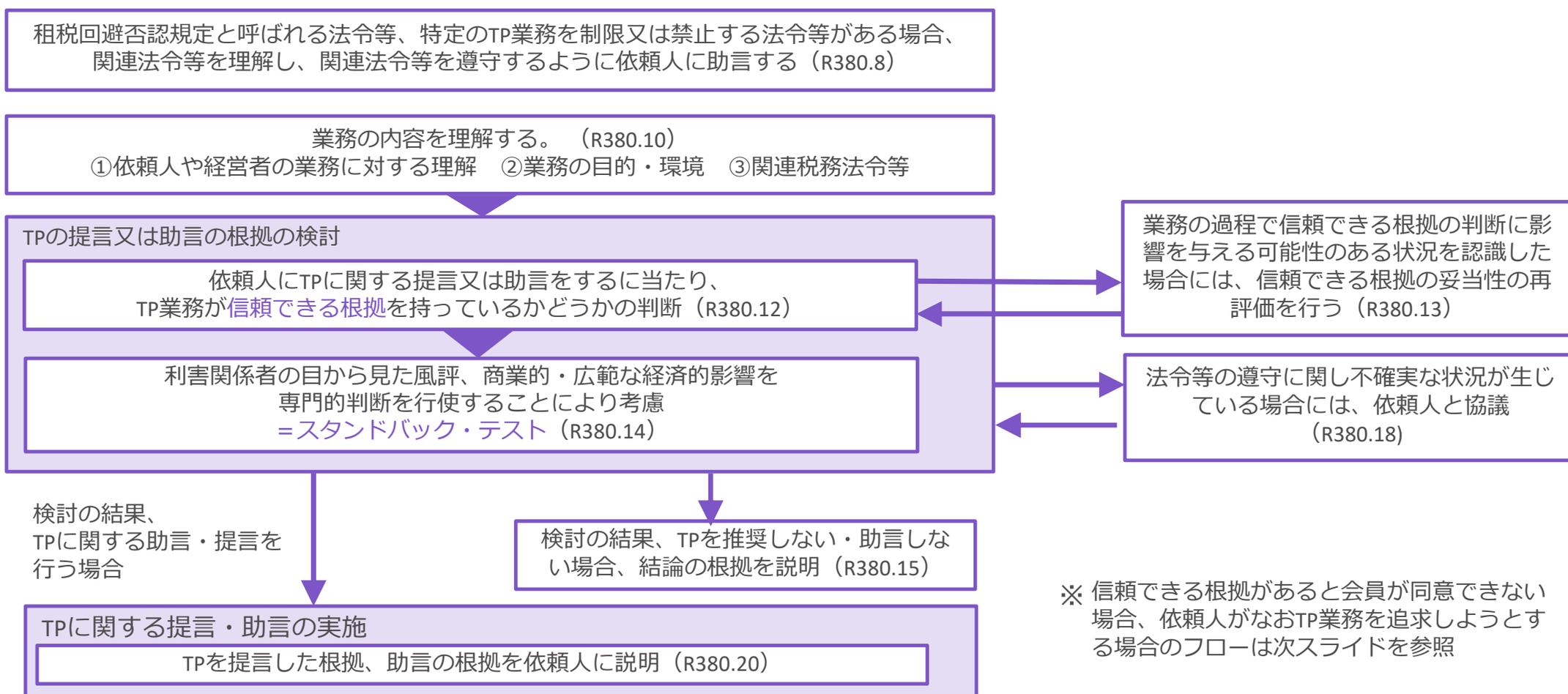
2-6. タックス・プランニング業務の範囲（PAIB）

2024年7月現在検討中の倫理規則改正案	
280.5 A1	タックス・プランニング業務は、所属する組織の実務を 税効率の高い方法 で計画又は構築するように 支援 することを目的とする 助言業務 である。
280.5 A2	タックス・プランニング業務は、幅広いトピック又は分野を対象としている。そうした業務の例には次のものが含まれる。 ① 全体的な税金を最小限に抑えるために、所属する組織の国際的な事業活動の構築について、経営者に助言すること。 ② 税務関連の移転価格ガイドラインを考慮して、移転価格の仕組みの構築について助言すること。 ③ 所属する組織のために税効率の高い方法による損金の活用について、経営者に助言すること。 ④ 税効率の高い方法による資本分配戦略の構築について、所属する組織に助言すること。 ⑤ 所属する組織のために税務上の優遇措置を最大限利用できるよう、役員の報酬戦略の構築について経営者に助言すること。 ⑥ 所属する組織が非営利法人である場合に、非営利法人の認定基準に抵触しないような事業の構築方法について助言すること。 ⑦ 法域又は自治体による税務上の優遇措置を受けるために、所属する組織の投資の仕組みの構築について、経営者に助言すること。
280.5 A3	タックス・プランニング業務には、一般的には、 税務コンプライアンス業務又は税務申告書の作成業務は含まれない 。こうした業務は、税務関連の法令等に基づく所属する組織の申告、報告、納税及びその他の義務の履行を支援する業務である。ただし、税務業務がタックス・プランニング及び税務コンプライアンスの両方を含む場合は、タックス・プランニングに関連する部分を本セクションの対象とする。

2-7. 関連業務の範囲（PAIB）

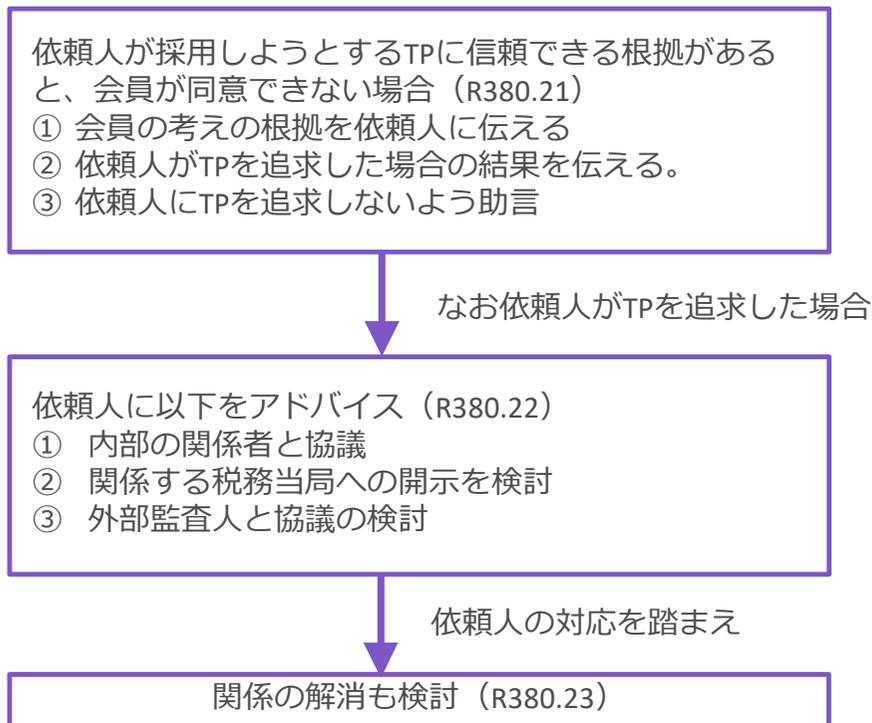
2024年7月現在検討中の倫理規則改正案	
280.6 A1	会員は、第三者のプロバイダーが作成したタックス・プランニングに基づく又は当該タックス・プランニングに結び付く、所属する組織の関連業務に関与する状況が生じる場合がある。そのような状況においては、本セクションの規定は、基礎となるタックス・プランニングに適用される。
280.6 A2	そのような関連業務の例には次のようなものがある。 ① タックス・プランニングに関する <u>税務当局との訴訟等</u> を解決するために、所属する組織を <u>支援</u> すること。 ② タックス・プランニングに関する <u>行政手続又は訴訟手続</u> において、所属する組織を <u>代理</u> すること。 ③ 所属する組織のために、 <u>タックス・プランニングを実施</u> すること。 ④ <u>企業買収</u> において、評価額が <u>買収先によって構築されたタックス・プランニング</u> に依存する場合に、所属する組織に <u>助言</u> すること。

2-8. タックス・プランニング業務に関するIESBA規程の要求事項 1/2

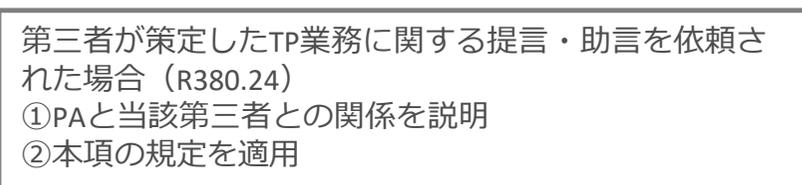


2-8. タックス・プランニング業務に関するIESBA規程の要求事項 2/2

● 同意できない場合の要求事項



● その他の要求事項



重要な規定：信頼できる根拠（Credible Basis）の考え方

R380.12 会員は、タックス・プランニングについて法令に照らして信頼できる根拠があると判断できなければ、当該タックス・プランニングについて依頼人に提言又は助言をしてはならない。

- 信頼できる根拠があるかどうかの判断には、会員による職業的専門家としての判断の行使を伴う。当該判断は、その時点で関連する法令等に基づくものであり、法域によって異なる。（380.12 A1）
- 信頼できる根拠があると判断するために取り得る対応には…（380.12 A4の一部抜粋）
 - ▶ 関連する事実及び状況をレビューすること。
 - ▶ 関連する税法をレビューすること。
 - ▶ 判例、専門誌又は業界紙、税務当局の裁定及びガイダンスなどの関連文献をレビューすること。
 - ▶ …

重要な規定：スタンドバック・テストの考え方

R380.14 会員は、タックス・プランニングに信頼できる根拠があると判断することに加え、職業的専門家としての判断を行使するとともに、利害関係者の当該タックス・プランニングに対する見方次第で生じる可能性がある**風評、ビジネス上の影響、及びより広範な経済的影響**について検討しなければならない。

- **風評及びビジネス上の影響**は、関連する税務当局若しくはその他の当局との長期にわたる訴訟等による、依頼人に対する個人的な若しくは事業上の影響、又は当該依頼人若しくは職業的専門家の評判への影響に関連する可能性がある。
(380.14 A1の一部抜粋)
- **より広範な経済的影響**を認識するには、現在の経済環境に関する会員の一般的な理解とともに、タックス・プランニングが当該法域の課税標準に与える影響、又は当該タックス・プランニングが、依頼人が事業活動を行う複数の法域の課税標準に与える相対的な影響を考慮する可能性がある。(380.14 A2の一部抜粋)

ディスカッションポイント

IESBA倫理規程のタックス・プランニング規定を基にした、倫理規則の規定案について、質問・コメント等はあるか。

3. タックス・プランニング業務に関する倫理規則の改正について

3-1. タックス・プランニング規定をどの業務に対して適用するか

- タックス・プランニング規定の適用範囲を検討している。
(適用範囲を最も広く仮定した場合)
 1. 組織所属の会員 (PAIB) が所属する組織のために従事するタックス・プランニング業務
 2. 会計事務所等所属の会員 (PAPP) 及びPAIBが第三者のために実施するタックス・プランニング業務
(会員が税理士としての資格に基づいてタックス・プランニングに関する提言又は助言を第三者に提供する場合を想定)

3-2. 改正規定の適用対象に会員が税理士として行う業務も含める場合の趣旨

- 公認会計士は、税理士登録をすることで税務業務を実施することができることから、IESBAの倫理規程の要求事項について、日本の倫理規則から除外する積極的理由は見出しがたい。
- 高い倫理観を保持して公共の利益に貢献するという公認会計士の役割は、タックス・プランニング業務においても発揮されるべきと考えられる。逆に、税理士として業務を実施しているからといって倫理観を保持しなくてよいという理由にはならない。
- 税務業務に対しても高度な倫理観の保持を求めることにより、公認会計士の業務が高い倫理観を保持して実施されているという社会からの高い期待に応えることができる。

<懸念点>

- ▲ 公認会計士兼税理士にのみ倫理規則が課せられることで、公認会計士ではない税理士よりも業務上の制約が増え、求められる倫理の水準に差が生じる可能性がある。
 - タックス・プランニングの新規定で求めているのは、法令等の遵守・経済的影響の考慮といった、専門家であれば既に留意していると思われる基本的な事柄であるため、追加的な負担はほぼ生じないと考えられる。

3-3. 検討課題

● 規則上の課題

- ▶ 倫理規則は、会員が専門業務を実施する際に適用される規定であるため（倫理規則に関する手引き第4項）、現行倫理規則の「専門業務」の定義とタックス・プランニング業務との整合性を考慮する必要がある。

専門業務（Professional activity / Professional services）（※）

- (1) 公認会計士法第2条第1項及び同第2項に定める業務
- (2) 組織所属の会員が行う職業的専門家としての業務

⇒ 全体の「専門業務」の定義を変更するのではなく、
新セクション280及び380は「タックス・プランニング業務」に対する規定とすることで対応する。

● 自主規制上の課題

- ▶ 要求事項を新設することによるモニタリング・懲戒処分の在り方

ディスカッションポイント

「タックス・プランニングに関する規定の適用対象について」で説明した点について、ご意見はあるか。

今後のスケジュール

日付	会議体	内容
2024年8月28日	有識者懇談会	倫理規則の適用に関する意見交換
2024年9月9日	倫理委員会	倫理規則の適用に関する協議
9月中旬		関係者との意見交換
2024年10月初旬	有識者懇談会	倫理規則公開草案に関する意見交換
2024年10月下旬	倫理委員会	倫理規則公開草案に関する審議
2024年11月12・13日	役員会	倫理規則公開草案に関する審議
2025年2月頃	有識者懇談会	倫理規則公開草案へのコメント対応に関する意見交換
2025年3月頃	倫理委員会	倫理規則公開草案へのコメント対応に関する審議
2025年4月17・18日	役員会	倫理規則公開草案へのコメント対応に関する審議
2025年7月	定期総会	倫理規則変更案審議

